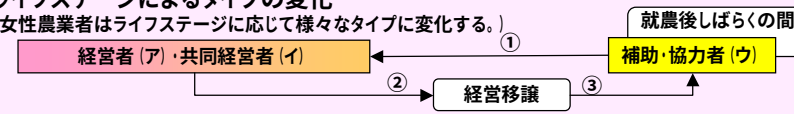


女性農業者の法的地位の明確化・強化について(概要)

女性農業者の存在形態
(家族農業経営における女性農業者の位置づけ・役割に着目して、アからエのタイプに区分)

ア のタイプ 経営者	イ のタイプ 共同経営者	ウ のタイプ 補助・協力者	エ のタイプ 雇用労働者 (家族以外の経営者による雇用)
本人に帰属 夫等が税制上の事業主になっ ている場合には、申告上女性農 業者は事業専従者として収入を 得る形となり、節税のために女性 農業者の収入を低く抑えることも 想定	給与、小遣い等様々な収入形態 があるが、家計に組み込まれる等 で女性が自由に使えるお金として 配分されないケースも多い 給与と所得者の所得税課税が年 収103万円から、個人住民税課税 が年収100万円から始まることか ら、税負担が生じないよう事業専 従者である妻の年収を低く抑える 傾向にあることが指摘されている (いわゆる103万円の壁)	そもそも農業収入が得られてい るかの問題がある	農作業の標準賃金・料金(協定) は、市町村・農業委員会等が定め ていることが多い 夫等、生計を一にする親族が、 雇用労働者である場合には、その 被扶養者(年収130万円未満等)と なった方が、社会保障制度(年金、 医療保険)や家族手当等の観点 から有利な場合があり、このことが 給与額を低く抑える要因となると考 えられる(いわゆる130万円の壁)
男性経営主と同様に自分自身 の農業収入により貯金等の資産 を形成しているものとみられるが、 その水準は不明 相続による資産については、夫 の資産は後継者世代が相続する ケースが多い	自分自身の農業収入により貯金 等の資産を形成する者もみられる が、その水準は不明	自分で得た収入は貯金等の資 産になり得るが、その水準は不明	自分自身の給与と所得等により 貯金等の資産を形成しているも のと考えられるが、その水準は 不明
夫等が農地に関する権原を有 しており、女性農業者自身は所 有権等の権原を有していない場 合が一般的 また、女性農業者がどの程度 農地に対する権利意識を持っ ているかは不明	夫や親が権原を有しており、女 性農業者は、所有権等を有して いない場合が大半と考えられる	このタイプに該当する女性農業 者は、補助者等として農業に従 事しているものであり、アやイの タイプに発展していくことをめざ す場合を除けば、ただちに農地 に対する権原を必要とすることは ないものと考えられる	
認定農業者・認定就農者となれ ば、「担い手」として位置づけら れ、「施策の重点化」の対象とな る	認定農業者制度の運用改善に より、家族経営協定等を要件とし て、同一世帯の複数の者が共同 で認定農業者となることが可能 となった	「担い手」とは位置づけられず、 「施策の重点化」の対象とはなら ない	雇用労働者自身は、雇用されて いる限りは「担い手」とは位置づけ られないが、「担い手」予備軍とし ての可能性は有している
一定の要件を満たせば農業協同組合の組合員資格及び農業委員会の被選挙権・選挙権はあるが、地域によ っては、慣行によって女性農業者の(被)選挙権をめぐる運用に格差があるとの指摘もある			
一般的には、当該女性農業者 が事業主となり、事業所得を申告 し、所得税を納付している 夫や親が他の農業部門を経営 している場合、夫又は親が代表 して事業主となることが多いもの とみられ、当該女性農業者は事業 専従者又は扶養対象者となる	所得税法上の扱いは、事業主 又は事業専従者若しくは扶養対 象者のいずれかとなる 一世帯一事業主の原則に基づ き、農業経営において支配的な 影響力をもつとみなされる者が事 業主であり、その他の共同農業 経営者は通常、事業専従者とな る	事業専従者又は扶養対象者と なる	所得は給与と所得となり、給与と 所得控除65万円と基礎控除38万円 を控除した残りに対して課税され る(事業主に対する源泉徴収) 年収103万円未満の場合、夫等 の扶養対象者となって控除の対 象となることが可能
ライフステージによるタイプの変化 (女性農業者はライフステージに応じて様々なタイプに変化する。)  ※①(ウのタイプからア・イに発展すること)に対する支援施策が重要			「同居の親族」以外の雇用労働 者に対しては労働基準法が適用 (ただし労働時間、休憩、休日に関 する規定は適用除外) (このほか、社会保険、雇用保 険、労災保険について整理)
農村における生活者としての女性の地位(民法上で不利益な点はないが、実態上の問題点や制度運用上の改善を図ることが必要)			

存在形態毎の女性農業者をめぐる状況と問題点

女性農業者の法的地位の現状

今後の課題と当面の取組

(1) 女性農業者の社会的地位の向上の着実な推進

これまで都道府県レベルで定められていた女性の参画目標を市町村等各地域レベルに移し、より具体的な目標設定を行うと共に、目標達成に向けた取組を推進する。

(2) 家族経営協定の幅広い推進と内容の充実

家族経営協定は、女性農業者の実質的な地位の向上を図る上で、また、家族構成員の能力を最大限自主的に発揮させる基盤をなすものとして、家族経営の発展自体にとっても有益なものであることから、今後とも、幅広くその推進が図られるべきである。

あらためて、家族経営協定の充実のために盛り込むことが望ましい事項を整理すると、次の通りである。

- ・経営の方針決定に関する事項
- ・女性農業者の地位、役割の明確化に関する事項
- ・女性農業者の得るべき報酬に関する事項
- ・農地等農業経営資産の管理ルールに関する事項
- ・相続や経営等の移譲に関する事項

家族経営協定の締結が形式的なものにとどまり、いわゆる仏作って魂入れずの状態になることを防ぐことも重要な課題である。

(3) 女性農業者の法的地位の現状・到達点の普及推進

女性農業者の法的地位の到達点のメリットを広く普及するため、「女性農業者の法的地位に関するQ&Aハンドブック(仮称)」をとりまとめて普及を図る。

農林水産省又は関係機関に、女性農業者の法的地位の問題に関する情報の収集提供体制・相談窓口を整備し、女性農業者の利便に供する。

(4) 法的地位の更なる明確化・強化のための調査研究活動の推進

次の事項についての調査研究を計画的に進める。

- ・各タイプの女性農業者の農業経営と生活の実態に関する構造的把握のための調査研究
- ・政策支援等に関する女性農業者の意向把握のための調査
- ・これまでかなりの程度制度内容が紹介されているフランスのほか諸外国の制度の研究